

## 令和3年度 第1回香美市の国民健康保険事業の運営に関する協議会会議録

会議の日時 令和4年1月26日(水)18:35～20:22  
会議の場所 香美市役所3階 会議室1  
出席の委員 7名  
欠席の委員 2名  
香美市長 法光院 晶一  
事務局 植田 佐智、中川 英斉、岡村 有希子、岡崎 清玲  
傍聴者 なし  
議題 (1) 令和4年度香美市国民健康保険事業計画について  
(2) 令和4年度国民健康保険税の課税限度額について  
報告 保健事業実施計画及び特定健康診査等実施計画の令和2年度までの目標と結果及び令和3年度の取組について

### 議事の経過

#### 【18:35 開会】

○事務局 ただいまの出席委員は7名です。委員の半数以上が出席しておられますので、香美市国民健康保険規則第7条の規定により本日の会議は成立しています。

《会長、副会長の選任》

《議事録署名委員の指名》

《会議の公開及び傍聴定員の決定》

○議長 それでは、議事に移ります。

まず、議事1の令和4年度香美市国民健康保険事業計画について審議します。

事務局の説明を求めます。

○事務局 資料1「令和4年度香美市国民健康保険事業計画(案)」について説明する。

○議長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから審議に移りたいと思います。先ほどの説明に対してご意見、疑問点等ございませんでしょうか。

そしたら収納率の件ですが、令和元年度から2年度で若干下がってきているところで、現在コロナ禍のもと令和3年度についてはどのように予想されていますか。また、目標なので致し方ない面があるかもしれませんが、令和4年度に97パーセントという高い数値を挙げているのはどういうお考えかお聞かせいただきたいと思います。

○事務局 お答えします。令和3年度の収納率につきましては、年度の途中で把握することは難しいですが、令和3年度から調定額を減らして収納率を上げようとしています。滞納者の中には、税の申告をされておらず、収入が低ければ本来なら2割、5割又は7割の軽減を受けられる世帯であったとしても、軽減やその他の減額を受けられない方もいますので、できるだけ未申告者の方をなくすような形で、それと滞納している世帯の事情を聴いて、その世帯にかかる保険税額を絞るといつ

たことで、収納済額の伸びはそれほどなくても分母の調定額の方を下げ、収納率を上げようという計画です。

○委員 課税額を申告されていない方は、国保の方でデータとして把握できるのでしょうか。税務課から受けるのでしょうか。一般的には公的年金等の収入が 400 万円以下で要件を満たしていれば確定申告しなくていいと言っていますので、低い方の把握は。

○事務局 国保は、税務課で申告された所得を基に課税させていただいていますので、そのデータを基に未申告者を洗い出すことは可能となっています。また、申告する必要のない方、特に年金だけの収入の方とかはご自身で収入を申告されていないかもしれませんが、年金の情報というのは税務課に届いていますので、それは申告がされた状態として把握しております。あと非課税年金の方、障害年金であるとか遺族年金の方については、情報が市役所の方に届かないので、そういった方については未申告の状態ということで判定されてしまう場合がありますが、未申告者というデータを拾い上げて、その方には申告のお願いをして、非課税年金をもらっているということで軽減をかけるように入力しております。

○委員 不納欠損額というのは恒常的なもののでしょうか。同じ人がずっと払わないとか、それとも払えない人が変わっているのでしょうか。

○事務局 時効というものがあって、5年間全く入っていない場合については不納欠損になります。1円でも入れば時効が停止されますので、そこはケースバイケースになります。恒常的というか毎年度必ずある金額にはなっています。

○委員 国保の運営というと保健事業がとても大切になってくると思います。これを見させていただいたら、最近特定健診の受診率が低くなっておられるようですが、コロナ禍の中で難しい点もあるかと思いますが、令和4年度には具体的にどのような取組で受診率の向上を考えておられるのでしょうか。

○事務局 「報告」とある資料に特定健診の受診率の向上について書いています。2ページ目の「(2)特定健診」の1行目から3行目にかけてです。たしかに平成 27 年度のピークから令和2年度の 41.2 パーセントと下がっています。その原因については、受診率が比較的高い 70 歳から 74 歳の被保険者が後期高齢に移っていくということと、受診率が低い 40 歳から 44 歳の方が影響していると分析しております。

その中で新たな取組ということですが、令和3年度からの取組としては健康年齢通知になります。中ほどの「参考」という表の下にあります。健診結果から医療ビッグデータを利用した個人の健康度を表す指標が健康年齢ということ。何歳相当の体かということが判ります。それによって継続的な受診を促そうとしておりまして、令和4年度は特に低い 40 歳から 64 歳を対象に行う予定です。

先ほどコロナの話がありましたけれど、実は、令和2年度から保健師が土日のたびにコロナの予防接種をするようになって、多忙を極めてなかなか時間が取れない状況です。集団健診には保健師が大分出ていたんですけど、土日の集団健診が令和2年度からできていない状況で、若い人の受診率にほんの僅かですけれども影響があると分析しています。令和4年度もコロナがどうなるか、

予定が立たない状況なので、いまのところ土日の集団健診を見合わせているような状態です。

ただ、香美市はコロナに対して特に受診控えをするようなアナウンスは、一時はあったんですけど、落ち着いてからは令和2年度も今年度もそうですけど特にはしていませんので、他の市町村では令和2年度大きく受診率が下がったところもあるんですけど、香美市の場合は1パーセントぐらいに抑えられています。

また、いままでは集団健診の申込を事前にはがきでやってたんですけど、令和3年度はやり方を変えて電話で申し込みを受け付けたものですから、それが大分影響して、コロナというよりはそちらの影響で受診者が減っている状態です。令和4年度については、従来どおりの希望調査票を出してもらおう形で受診率アップを目指したいと思っております。

○委員 確かにそうですね。封筒がきたときは、これは面倒くさいなと思って医療機関の方へ行ったんです。集団健診は確かにいいんですが、意外と一般医療機関で受けてもいいなと思いました。

○事務局 いままで集団健診に来られる方は、大体毎年されていました。ただ、令和3年度に申込方法を変えたことでいままでの常連さんが離れてしまって、その影響が結構大きかったということはあると思います。ただ、1回こうやって集団健診から個別健診に変わった方が、そういうような印象があるのでしたら、そちらの方でも受けてもらえるのかなと思っております。

○議長 事業計画につきまして他にご意見ございませんでしょうか。

他にご意見がないようでしたら、この計画に対しまして反対というご意見はなかったように思われますので、「令和4年度香美市国民健康保険事業計画について」は、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

#### 《全員頷く》

○議長 では、異議なしということで、原案どおりとさせていただきます。

続きまして、議事2の令和4年度国民健康保険税の課税限度額について審議します。

事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料2「令和4年度国保税課税限度額について」を説明する。

○議長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから審議に移りたいと思います。

○委員 課税限度額を超える世帯は、恒常的にずっと収入のある方、若しくはいまだけ土地の譲渡益等で所得が増えた方のどちらの割合が多いでしょう。

○事務局 限度額超過世帯を年度ごとに追っているわけではないので、ずっと同じ世帯の方かどうかというのは、はっきりは判らないところです。

○議長 限度額を6万円上げたとすれば370万円収入が増えるということですが、この370万円というのは直接個々の世帯への還元とかにはならないという解釈でよろしいでしょうか。

○事務局 国保税率を変更するとき一緒に限度額を上げると、増えた370万円の収入を国保税率引き下げの方に充てることができますけれども、今回は税率を変えませんし、増える収入分を別途何か事業に使おうとは考えていませんので、余れば基金に積み立てることになります。

○委員 県で税率が統一された場合、限度額も統一されるのでしょうか。

- 事務局 統一されれば、保険税率も限度額も一緒になる予定です。因みに、国が決めている最高限度額になっていないのは、県内では香美市だけです。
- 委員 古い話をして申し訳ないのですが、国に合わせなかったら調整交付金がカットされるということで常に国に合わせた限度額にしてきた経緯がありますが、そのへんは県に移ったので関係ないのでしょうか。
- 事務局 いまはそちらに影響があるとは聞いておりません。（後日、市町村単位での影響はないが、県全体では影響があることが判明する。）
- 委員 いずれにしても事業計画の第1にあるように「県内国保料水準の統一を目指した議論」云々と、県に沿っていくようであれば、やはり限度額は上げた方がいいと思います。いずれ後期高齢者に大量移行して大変な状況になるから、いまのうちから（聴取不能）少しでもお金がないと大変なことになるのではないかと思ったんですが、この表を見て、如何なものでしょう。
- 事務局 まず保険料水準の統一に関しましては、いつから統一するかということはこれからの協議の中で決めていくことなので、統一に至るまでは、いままでどおり各市町村で税率を決めたり限度額の金額を決めたりすることは可能です。もう一つ、いまは基金を国保税の軽減に充てるとか、何かしらの事業に充てることができそうですが、保険料水準が統一されれば県の方で保険料等を決めるので、基金の使い道も大分絞られてくることになり、それも含めて統一水準の内容については、これからの議論の中で決めていくこととなります。お答えになっているかどうか分かりませんが。
- 議長 今回、課税限度額を上げて直接影響があるのは7ページに出ている世帯だけと思いますが、例えば今回据え置いた場合、今後税率が上がったとき、県下統一したときにどんと上がってしまうということもあるかと思いますが、どの程度の影響がありますか、市の国保会計として、国保の加入世帯にとってどのようなデメリットがあるかお願いします。
- 事務局 県下で統一されるのはまだ先の話です。資料3の3ページに国保特別会計の決算状況載せております。税率は令和元年度から据え置きですが、令和3年度は令和2年度よりも僅か多い黒字を予定しています。このまま医療費が上がっていきまると、県に納めるべきお金が増えていきますので、それを少なくなってくる被保険者で賄うとなりますと、保険税率はやはり変えなければなりません。県下で統一される前に、香美市独自で保険税率を変えなければならぬ時期が出てこようかと思います。その時期をいつにするかということを考えるときに、基金は少しでもあった方が先延ばしにできます。保険料水準が統一される際のレベルがどの辺か、香美市の保険料率がどれだけ統一水準と離れているかという資料もだんだんに示されてきていますので、それが見えてきた段階で、徐々に上げていくということも検討しなければならないと思っています。県下統一の前、香美市独自で税率を上げたときに、ただでさえ保険税率が上がるのに、所得の高い人は限度額も引き上げられてその分アップ率が大きくなるので、その辺を緩和するためにいまから上げていったらどうかと思っております。
- 議長 今回上げた最後の表の方には確実に影響が出て、その他の方には影響がないという解釈でよろしいですね。

○委員 前回の議事録ですけど、事業納付金の額で上下するというのは、これから先は恒常的に同  
じような額が下りてくるのでしょうか。

○事務局 資料3の右側の2ページ歳出の項番79から84にかけてあります事業費納付金は、県  
に納めるお金です。納付金を支払うことによって、県は各市町村が支払う医療給付分を補填してく  
れるような形になっています。納めた納付金は、1ページ歳入の項番21の普通交付金で入ってき  
ます。普通交付金は、2ページ歳出の項番60から72の保険給付費に充てられることになります。  
これは医療費なので、医療費が上がっていくと事業費納付金も上げざるを得ないため、恒常的に  
同じ額ということにはなりません。いまはコロナの関係で医療費がちょっと抑えられていることもありま  
すが、年々医療費は上がっていますので、事業費納付金も上がっていく傾向にあります。被保険  
者数が少なくなっているので総額は減ってきていますが、一人当たりで換算しますと上がっていき  
ます。

○委員 これから先のことを考えれば、基金取崩し等の可能性も出てくるのではないのでしょうか。後  
期高齢者とかに移行して国保の世帯数や人数が少なくなると、負担額は大きくなるのではないでし  
ょうか。いままでは基金とかの取崩しでやってこれたでしょうけれども、いずれまた使わなければな  
らなくなるのであれば、私はあつた方がいいと思うんですが。

○議長 上げた方がいいというようなご意見がありました。他の皆様にご意見等がなければ採決して  
よろしいでしょうか。

それでは、5ページを見ていただきたいと思います。3パターンございます。現行どおり据え置く案  
と、令和2年の改正ということで3万円のアップ、それから来年度の国にあわせて現行からいえば6  
万円アップという3つのパターンで採決を取らせていただきたいと思いますが。

○委員 その前に少しお聞きしたいんですが、事務局としてはどの案でいきたいと思っているので  
すか。

○事務局 他の市町村に足並みを揃えるべく令和4年度の額に、令和4年度上げるかどうかは、こ  
れから話し合うことなのでまだ判っておりませんが、高知市以外は大抵のところは政令どおりに上げ  
ておりますので、そちらに揃えておきたいと思っています。

○議長 事務局は足並みを揃えたいという意見を踏まえて採決に移らせていただいでよろしいで  
しょうか。

《全員頷く》

○議長 それでは、5ページの上から順番にいきたいと思いますので、賛同する方の挙手をお願い  
します。

まず初めに現行で据え置いた方がよいと思う方は、挙手をお願いいたします。

《挙手なし》

○議長 続きまして令和2年の改正値のように3万円のアップにしたらよいと思う方は、挙手をお願  
いいたします。

《挙手なし》

○議長　それでは、令和4年の改正で県下統一になるような案がよいと思う方は、挙手をお願いいたします。

《全員挙手》

○議長　全員挙手です。それでは議事2につきましては、令和4年の改正になるように限度額を引き上げるといふことで決定したいと思います。

以上で、諮問を受けました事項の協議を終えます。

《報告「保健事業実施計画及び特定健康診査等実施計画の令和2年度までの目標と結果及び令和3年度の取組について」事務局説明及び委員から意見が出された。》

○議長　以上で、予定をしていました議事等すべて終了いたしました。皆様、長時間どうもお疲れさまでした。

【20:22 閉会】